相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区河原町一丁目二七二番地、最後の住所仙台市若林区河原町一丁目四番三四号　被相続人　亡　大町　寛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目一〇番一七号仙台一番町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　栗原さやか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市保原町字東台後一三番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　朝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

福島県福島市北五老内町二番三八号

相続財産管理人　弁護士　菅野　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県潮来市延方東一七二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石上　直義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル五階

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町小川二八六六番地、最後の住所栃木県那須郡那珂川町小川二九二九番地　被相続人　亡　佐藤　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一Ｆ　木野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木野　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市石井町二五五四番地一七、最後の住所栃木県宇都宮市陽東三丁目二四番二五号　被相続人　亡　太田　富敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市石井町二五五四番地一七、最後の住所栃木県宇都宮市陽東三丁目二四番二五号　被相続人　亡　太田　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一五〇四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久保庭優治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市忍一丁目三九一番地、最後の住所埼玉県行田市忍一丁目一一番九号　被相続人　亡　別所　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―七―七テテュスビル四階　佐藤・星名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　善博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市和田町上三原九一四番地、最後の住所千葉市若葉区西都賀四丁目一一番五号　被相続人　亡　羽山　忠志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島﨑　克美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区高松三丁目一一番、最後の住所東京都豊島区池袋二丁目二三番一四号池袋つつじ苑二〇一号　被相続人　亡　藤田冨佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂二丁目四二四番地、最後の住所東京都葛飾区水元一丁目二六番二〇号特別養護老人ホーム水元ふれあいの家　被相続人　亡　山崎　とき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所東京都港区虎ノ門一―一―三磯村ビル五階東京エクセル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　面川　典子

第８期決算公告

平成26年10月2日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

Good Fortune特定目的会社

取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨

（平成26年6月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	1,912	流動負債	1,462
固定資産	1,912	負債合計	1,462
有形固定資産	1,912	純資産の部	
その他の固定資産	197	社員資本金	647
繰延資産	195	特定資本金	27
	2	優先資本金	773
		剰余金	△152
		当期未処理損失	152
		純資産合計	647
資産合計	2,110	負債・純資産合計	2,110

損益計算書の要旨

（自　平成25年7月1日　至　平成26年6月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	82,380
営業費用	52,942
営業利益	29,438
営業外収益	5,628
営業外費用	50,065
経常損失	14,998
税引前当期純損失	14,998
法人税、住民税及び事業税	291
当期純損失	15,290